

**令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ
義援金 第五次配分等のお知らせ**

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

四次配分まで義援金をお受け取りになった方は、再度の申請は必要ありません。まだ一度も義援金をお受け取りになっていない方は、これまでの合計額が配分されます。

被害区分		対象	申請できる方	配分金額		
人 的 被 害	死者・ 行方不明者			計	県	市
	今回の震災により、死亡された方のご遺族	災害弔慰金受給者	269万円/人	~四次180万円 <u>五次 80万円</u>	9万円	
	精神または身体に著しい障害を受けた方	今回の震災により、精神または身体に著しい障害を受けた方	災害障害見舞金受給者	134万5千円/人	~四次90万円 <u>五次40万円</u>	4万5千円
住 家 被 害	重傷者	今回の震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次被害は対象外	負傷した本人	11万円/人	~三次10万円	1万円
	全壊	罹災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※被災者生活再建支援制度において「長期避難世帯」または「解体世帯」と認められた場合を含む	住居に居住していた世帯主	277万円/世帯	~四次187万円 <u>五次 80万円</u>	10万円
	大規模半壊	罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		209万7千円/世帯	~四次142万円 <u>五次 60万円</u>	7万7千円
	中規模半壊	罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		142万5千円/世帯	~四次97万円 <u>五次40万円</u>	5万5千円
	半壊	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		75万2千円/世帯	~四次52万円 <u>五次20万円</u>	3万2千円
	準半壊	罹災証明書で「準半壊」と認定された世帯		64万7千円/世帯	~四次42万円 <u>五次20万円</u>	2万7千円
	一部損壊	罹災証明書で「一部損壊」と認定された世帯		23万円/世帯	~四次17万円 <u>五次 6万円</u>	-

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

<裏面に続く>

2. 申請時に必要な書類

(1)令和6年能登半島地震災害義援金等配分申請書

(2)添付書類

①死亡した方のご遺族

死亡診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

死亡した方のご遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)

死亡した方が住民登録をしていなかった場合は、居住していた事実を証明する書類
(水道・電気等の料金明細等)

②重傷を負った方

医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

③住家に被害を受けた方

罹災証明書の写し

被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類
(世帯主名義の水道・電気等の料金明細等)

「みなし全壊」で申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

④通帳の写し または キャッシュカードの写し

- ・振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。
- ・申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

3. 申請方法

(1)窓口 場所:金沢市役所 第一本庁舎1階福祉政策課

時間:月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時45分

(2)郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先:〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市福祉政策課

4. 注意事項

- ・申請書到着後1ヶ月程度を目安に振込送金する予定としております。申請が多数重なった時は、上記の目安を超える場合がありますのでご了承ください。
- ・義援金が支給される前に世帯の全員が亡くなられた場合、義援金は支給されません。
- ・生活保護を受けている方が義援金を申請する場合は、申請前に金沢市生活支援課へご相談ください。(電話:076-220-2292)

5. 問い合わせ先

(1)配分対象及び県の配分金額に関するこ

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話:076-225-1412

(2)市の配分金額、申請手続に関するこ

金沢市福祉政策課

電話:076-220-2278